

数の二分の一以上、三分の二未満を残して就職しました場合には、三十日分相当額を支給するものであります。

以上の三点が失業保険法の改正の概要でございますが、國家公務員等退職手当法におきましては、まず從前の第十条の第一項に、先ほど申しましたよ

うに、勤続期間別に失業保険金相当額に見合う給付率を規定いたしてお

ますが、これを今回改めまして、國家公務員等で、六ヶ月以上の勤続期間の

ある者が退職いたしまして、失業保険金の給付条件に該当いたします場合に、その者の受けました退職手当の額

が、失業保険法の規定する失業保険給付に満たないときは、その差額を支給する旨規定いたしました。これによりまして、今後失業保険法の方で給付日

数の改定等の措置が行なわれました場合には、自動的に国家公務員等の退職手当につきましても及ぶこととなるわ

けでござります。

○委員長(中野文門君) 以上で、説明は終了いたしました。

それでは、これより六案の質疑を行ないます。政府側出席の方々は、益谷國務大臣、赤城防衛府長官、前田大蔵政務次官、佐藤総理府総務副長官、増子内閣総理大臣房公務員制度調査室長、淺井人事院総裁、宮崎人事院給与局次長、矢倉人事院職員局長、山本防衛厅人事局長、山本防衛厅人事局調査官、船後大臣主計局給与課長、小西

人事院職員局厚生課長等の方々であ

ります。

御質疑のおありの方は、順次御発言願います。

○村山道雄君 最初に、この次に行な

われます人事院勧告の問題について、益谷國務大臣と人事院総裁にお伺いを

願います。また、三公社五現業の仲裁

裁判の実施によりまして、なほさら公

務員給与との較差が生ずることを認められまして、なるべくすみやかにそ

れであります。私は、たとえば人事院

は、いつからいつまで、五月の一日前

に、なるべくすみやかにという勧告だそ

うと、どうしても物理的におくれて参

れること、また三公社五現業の仲裁

裁判の実施によりまして、なほさら公

務員給与との較差が生ずることを認められまして、なるべくすみやかにそ

れであります。私は、たとえば人事院

は、いつからいつまで、五月の一日前

に、なるべくすみやかにという勧告だそ

うと、どうしても物理的におくれて参

れること、また三公社五現業の仲裁

裁判の実施によりまして、なほさら公

務員給与との較差が生ずることを認められまして、なるべくすみやかにそ

れであります。私は、たとえば人事院

は、いつからいつまで、五月の一日前

に、なるべくすみやかにという勧告だそ

うと、どうしても物理的におくれて参

れること、また三公社五現業の仲裁

較差があると私は見ております。従つて、今回、人事院から勧告が参ります

と思いまして、そこで七月の十五、六日

月分の賃金台帳を使いますので、これ

は財政上も考慮いたさなきゃならん

ことは当然であります。しかし、

私いたしましては忠実にすみやかに

実行いたしたいと思います。例年は、

なるべくすみやかにという勧告だそ

うと、どうしても物理的におくれて参

れること、また三公社五現業の仲裁

裁判の実施によりまして、なほさら公

務員給与との較差が生ずることを認められまして、なるべくすみやかにそ

れであります。私は、たとえば人事院

は、いつからいつまで、五月の一日前

に、なるべくすみやかにという勧告だそ

うと、どうしても物理的におくれて参

れること、また三公社五現業の仲裁

裁判の実施によりまして、なほさら公

較差があると私は見ております。従つて、今回、人事院から勧告が参ります

と思いまして、そこで七月の十五、六日

月分の賃金台帳を使いますので、これ

は財政上も考慮いたさなきゃならん

ことは当然であります。しかし、

私いたしましては忠実にすみやかに

実行いたしたいと思います。例年は、

なるべくすみやかにという勧告だそ

うと、どうしても物理的におくれて参

れること、また三公社五現業の仲裁

裁判の実施によりまして、なほさら公

務員給与との較差が生ずることを認められまして、なるべくすみやかにそ

れであります。私は、たとえば人事院

は、いつからいつまで、五月の一日前

に、なるべくすみやかにという勧告だそ

うと、どうでも物理的におくれて参

れること、また三公社五現業の仲裁

裁判の実施によりまして、なほさら公

較差があると私は見ております。従つて、今回、人事院から勧告が参ります

と思いまして、そこで七月の十五、六日

月分の賃金台帳を使いますので、これ

は財政上も考慮いたさなきゃならん

ことは当然であります。しかし、

私いたしましては忠実にすみやかに

実行いたしたいと思います。例年は、

なるべくすみやかにという勧告だそ

うと、どうでも物理的におくれて参

れること、また三公社五現業の仲裁

裁判の実施によりまして、なほさら公

務員給与との較差が生ずることを認められまして、なるべくすみやかにそ

れであります。私は、たとえば人事院

は、いつからいつまで、五月の一日前

に、なるべくすみやかにという勧告だそ

うと、どうでも物理的におくれて参

れること、また三公社五現業の仲裁

裁判の実施によりまして、なほさら公

あります。ところで、自衛官につきま

しては今お話しの通り、暫定手当が俸

給の中に入つております。それから超

過勤務手当に相当するものも俸給の中

に含んであるわけでございます。

扶養

手当につきましては、これは俸給の中

に含まれていないことは、一般職と

同様であります。こういうふうに自

衛官が一般職あるいは警察官、海上

保安官等に対する給与と体系が異なつ

ておりますところの理由はどこにあるかと

いふことであります。これは一般的に申

し上げますならば、暫定手当を自衛

官には支給いたしません。勤務の特殊性

に組み入れてあります。この暫定手当

につきましては、御承知の通り、地域

給が暫定手当に変わっておるのも

でございます。地級給につきましては

は、終戦当時の非常な地域差が生じて

おった時代に設けられた制度であります

が、この地域給につきましては漸次整

理して、一般俸給の中に織り入れるべ

きだ、こういう誤解が非常に強いので

あります。これは一般職につきましては

もそういいう傾向にあります。これが暫

定手当として地域給を整理していくと

いうことで暫定手当となつておること

は申し上げるまでもないことでござい

ます。そういう傾向もありますが、そ

れと同時に、自衛官につきましては、

制服につきましては人事の異動が相

ります。そういう関係から給与につ

いて地級差を生ずるということとは、自

衛官の勤務の特殊性から申しまして

あります。そういうことになります。

一般的な考え方もあります。

勤務の特殊性から、暫定手当とい

うと、それが同じ体系になつておるわけ

であります。

ものを設けることなどによって給与の地域差の生ずることは好ましくない、こうしたことで、階級ごとの平均値を出して、これを俸給の中に織り入れておるのであります。

第二に、超過勤務手当といふものを自衛官には出しておりません。これも勤務の特殊性からきたものであります。が、當時勤務の態勢にあるのが、御承知のように自衛官であります。有機的な國連性を持って一致団結して共通の目的に精進していく、こういう意識を常に持つことも必要であります。またある程度の危険困難な任務についていた場合にも、もちろん報酬というものが土合に見えてくる、報酬と変換して

台であります。幸運を因外犯して、進んで行なうという意思の養成にならさせること、こういう関係から超過勤務という制度を設けておりません。このことは申し上げるまでもなく、学校教職員につきましても、これは勤務の特殊性から見まして、超過勤務手当といふものは出しておりません。常時教育の学校外においても勤務に当たるというような関係もあることだと思いますが、これは学校教職員につきましても、超勤手当を出しておりませんが、自衛官におきましても、常時勤務の態勢でいついかなるときにおいても出勤する、あるいは営内居住、これをするとこれが建前であります。そういうことから考えましても、超過勤務手当といふものを設けるのは適当でない、こういう観点から、これは俸給の中に繰り入れておりますが、これが俸給の中に繰り入れておるということをごさいます。

異なる第三の給与体系からいいます
というと、本人の私傷病に対する療養
は、共済組合を主体として給付いたし
ませんで、国を主体として給付する、
これが警察官、海上保安官等と異なる
第三の点であります。

第四は、先ほどもちょっとと触れましたが、當内居住を建前といたしており

金で支給いたしませんで現物で支給しております。このことは営内居住しておる隊員の生活状況及び勤務の実態に即応するようにしたい、こういふ関係から、今のような食糧等の現物給与をいたしております。この現物給与分は、営内居住を建前といたしておりますが、一貫以下の自衛官の俸給については、これを控除いたしております。しかし、営内居住は本人の自由意思によるものでない点に考えをめぐらしますて、控除額は実費の三分の一、こういうふうにいたしておるわけであります。

等と給与の体系が異なつております。申し上げました点は主として四点において違っておりますけれども、これを抽象的といいますか、一般的に申し上げますならば、勤務の特殊性に基づいてやつておる、こういうことを申し上げられると思います。

○村山道雄君 詳細なる御説明をいた
だいてよく承いたしました。
次に、防衛庁長官にお伺いいたした
いのでありますするが、先だっての伊勢
湾台風、また最近のチリ地震津波など
の災害の場合に、自衛官の諸君が派遣
されまして、また、その派遣中におき
ましては、危険作業や徹夜作業等も行

なるものであったと存じます。これは全
国民ひとしく感謝をいたしております
のであります。これらの災害派遣隊
中の自衛官に対しまして、給与の上で
どういう措置がとられておりまする
か、この点をお伺いいたしたいと思
います。

○國務大臣(赤城宗徳君) 御承知のよ
うに、現在は災害派遣にあたりまして
も、警察官あるいは消防官その他に
も給与上何ら差しきはされておらない
のであります。また、自衛官の給与もこれ
のような公安職と均衡をとつて定めて
おりまする関係上、現在災害派遣時に
おきまする給与上の差しきは考え方られ
ております。しかし、緊急の派遣と
かかるいは長期間にわたる派遣とのとき
には、現実に生じておりまする隊員の
労働及び私生活におけるいろいろな
工合の悪い点をカバーするため、現地
即応の現物補給その他の厚生活動に
よって、隊員の能力の低下を防ぎ、部
隊の機能を充実していきたい、こうい
ふことで一段の努力を払つておるわけ
であります。給与の点におきまして
は、現在特別の給与を支給するといふ
ことにはなつております。

○村山道雄君 この際に、災害派遣手
當といふような特別な手当を支給する
ので、今直ちにそういうことを考えて
おりません。おりませんが、いろいろ
うかお伺いいたします。

○國務大臣(赤城宗徳君) これは警察
官、消防官その他との関連もあります
ので、今直ちにそういうことを考えて
おりません。おりませんが、いろいろ
検討はいたしております。

○村山道雄君 それでは大蔵大臣にお
伺いいたしたいのでありまするが、こ

の委員会におきまして五月の十一日では、公務員の給与を三公社五現業との較差を少なくするよう努力をするといふ声明をされたのでございまして、その翌日の開議におきまして、仲裁裁定の承認の機会に、益谷大臣が同様の発言をされたというふうに承つておるのでござりまするが、この一般公務員の給与を、三公社五現業との較差を少なくしようという問題につきまして、大蔵大臣はどのようにお考えになつておりますか、お伺いいたしたいのでござります。

い、これは私どもも承知いたしております。ただ今申し上げますように、きめ方があれぞれ違つておる。そこに時期的に相違したり、あるいは金額の相違がきたりすると、これはどうもある程度やむを得ないのではないか、かうに思います。ただいま御審議をいただいております一般公務員の給与改訂の問題につきましては、これは昨年人事院の勧告を受け、その人事院の勧告の趣旨を尊重いたしまして、これ改訂の問題につきましては、これは昨年人事院の勧告を受け、その人事院の勧告の趣旨を尊重いたしまして、これを実施するという意味でただいま御審議をいただいておるのであります。もちろん、昨年も四月におきまして三公社五現業の社五現業等についての裁定を受け、これもそのときから実施しておるというふうなことでありますので、一般公務員に対するものと、それから三公社五現業の職員に対する勧告なり、あるいは裁定など、またそれが内容等も異にしておる、こういうことがあります。従いまして今後、当然ことしも人事院は報告の各方面的資料を集めていらっしゃることだとと思いますが、その勧告が出て参りますれば、私ども従前の方針を堅持いたしまして、そうして公務員の給与改善に努力して参るつもりであります。問題は、これがいわゆる今回出た三公社五現業に対する給与の引き上げ、その結果当然一般公務員との間の賃差が大きくなるだろう、それを是正する考え方であるのかと、こういう意味でございましたら、そこまでは突き進んでは考へられない。ただいまは、昨年受けました人事院の勧告を実施する。その手続をいたしておる状態であります。この八月に予想されます人事院の

勧告を受けましたら、従前の方針のもとに、その内容を審議し、また財政状態等を十分勘案いたしまして、政府は尊重した処置を考えて参る、かように実は考えております。従いまして、三公社五現業の場合は団体交渉が基本であります。中労委の裁定等の処置で給与の金額がきまる、一般公務員に対しても人事院の勧告に基づいてきまる、かのように御理解をいただきたいと思います。政府といたしましては、今回給与担当大臣であられる谷谷さんのお答えを、あるいは一部誤解をしておられる節があるのではないかと、かように思いますのは、このたび三公社五現業に對して裁定が下った、そして三公社五現業の職員の給与が引き上がる、一般公務員は昨年の人事院の勧告もまだ実施しておらない、そういう段階だから、非常に差等ができる、較差が大になる。従つて、それを直ちに何か埋める方法を考えるか、こういうようなお尋ねがあり、そういう努力を払うと、こういふよう聞くから、それをお聞きする向きがあるのではないかと、かように私思ひのであります、ただいま申し上げます。よろしく、ただいまは人事院勧告を待つて一般公務員の給与を改善していくところまでござりますから、この際は御審議をいただいておりりますものを実施に移し、その次に、人事院の勧告をいただきました上で、その内容等を十分検討し、財政状態等を勘案して処置をとついくと、こういふ考え方でございます。この点誤解のないよう願いたいと思います。

まいにも階級が多種多様ですね。参事官の俸給月額の比較表は三十階級、それから尉官、佐官、将官の階級が三十九階級、それから一士、士長、一曹、五階級、そういうような階級が二十三階級、こんなに分けてやるといふことがおもしろくないのみならず、同じ参事官のうちでも、一級官と二級官と三級官と地位が同じところがたくさんあるわけですね。たとえば、参事官の三等級にしても、十三の給与から十九までは二等級の一から四までと同じ、それから二等級と一等級の給与が、二等級の八から十二までと、一等級の一から五までが同じと、こういうふうに重複しておるということが、実はこれは非常に混雑を来たして、われわれの感情からいつてもどうかと思うのでありますが、たとえば幹部の給与でも、一尉、二尉、三尉と階級が違つてかかわらず、一尉の一級から七級までと三尉の八級から十四級までが月給が同じで、それから一尉と二尉との間の月給が、二尉の五級から十一級までと一尉の一級から七級までが同じ、それから佐官、尉官といたしましても、三尉の十一級から十四級までと三佐の一級から六級までが同じ、そうして一尉の七級から十二級までと三佐の四級から九級までが同じ、しかも二佐の二級から六級までが同じ、それから今度は二佐の一級から三級までと一尉の十級から十三級までが同じだというように、重複してたくさんあるのは、これは私の考へでは、やはり尉官は尉官、一尉は一尉

二尉は二尉、三尉は三尉で、どの尉官でも尉官は佐官を追い越さない、佐官は将官を追い越さないというように、基本的な俸給はちゃんとときまつておって、それから先今度給与をふやすといふような必要のあるものには、あるいは勤続手当、あるいは功労手当、あるいは超過勤務手当というような特別なものをしてしらえて、その原則の俸給に加えていくようになりますれば、一佐と二佐との間に俸給が重なつてみたり、三佐と重なつてみたり、あるいは一将と二将と重なつてみたりするようなことがあります、非常に複雑になつて、こういふような計算をする上からでも、職員をたくさん使わなければならぬし、また給与を受ける方でも、おれは階級は下だけれども収入は上だというような考え方を持たせるということはどうでしょ。やはり月給は、尉官は、一尉、二尉、三尉はみな月給は違うと、それから今度は佐官になると、尉官よりも佐官の方が上だと——一佐、二佐、三佐の方が上だと、将官は佐官よりも上だといふようにして、原則的に俸給はちゃんときめておいて、ただ収入の点について、あれは佐官よりも多いのは、超過勤務で多い、あるいは年令の超過が多いのだというようにつけ加えていけば、こんなに階級をたくさんごしらえる必要はないと思うのですが、これは一体どういうわけで、こういうふうに階級を分けて、一佐と二佐と三佐と同じ給与をとつて、しかも下の者が上の者よりも給与が多いというような感情を国民を持たせ、本人に持たせて

るというようなことが、どういう利益があるのですか、この点を伺いたい。
○國務大臣(赤城宗徳君) 詳しくは、人事局長がおきますから、御説明申上
げたいと思いますが、自衛官ばかりでなく、一般職におきましても、特別職におきましても、勤務年数というふうなことが俸給の一つの要素になつております。そういう要素になつておりますので、一般職におきましても、何級といいますか、その中に相当の区別がありまして、その上のものと重なつておきます。おきましても、そういう関係で、勤務年数といふようなのがあり、その上に上がれないでそこにとどまつておられる人も相当あるわけあります。そういう関係から、給与法におきましては相当の幅をもつてその給手のワクといいますか、級別に当てはめざるを得ないのですで、そういうふうな俸給の体系になつておるわけでございます。でありますので、これは一佐ならば幾ら、二佐ならば幾ら、こういうふうにきめるのは非常に実情からしてもむずかしいので、俸給表が相当こまかく分かれおるわけであります。お話しのように、それに対しているいろいろ年数加算とか、あるいは超過勤務手当といふような形でやつたらどうかということになりますが、俸給表そのものがすでにこなれば年数を加算するような俸給表にできておるので、俸給の中に年数といふものが加算されておるわけあります。それから超過勤務につきましては、先ほど村山さん御答弁申し上げましたように、自衛隊といふものは、夜であれ朝であれ、あるいは行動時等におきましては、これはもう普通のと

きとなお違つてきておりますので、これを超過勤務手当として出すといふことは當を得てないということだ。これはやはり俸給の中に含まれて俸給額に、先ほど申し上げましたが一三・八%、これは俸給の中に含まれておるわけであります。で、お話しのようれども、これは俸給表の中にお話のような考え方はすでに含まれておる。こゝにいうふうに御了承を願つてよろしいぢやないかと思ひます。なおこまかにいふと、点につきましては人事局長から……。

○松尾吉君 意見の相違ですから、それ以上質問しません。どちらがいいか、ということは、あまり複雑怪奇だから、ということを申し上げたわけであります。あとは意見の相違ですから、たつてしまふがない。

○委員長(中野文門君) 山本防衛庁人事局長も少し詳しく御説明願います。

○政府委員(山本幸雄君) ただいま長官から相當詳しくお話をございましたが、これはこの表は一列に書いてございますので、非常にたくさんある表のようになつておりますけれども、それを階級につきましては、二十幾つあるわけではなく、ここに書いてあるように、それぞれ十三とか、あるいは七、八つという程度の階級ののびが足りません。そのばし方になつておるわけでござります。そもそもこの給与は御承知の通り、公安職の方の給与を基準としてやつておるわけでございまして、一つの給与理論に立つて先ほど長官からお話をありましたような、ある程度経験を見て昇給する期間といふものはきまつておる。しかし、自衛官の階級と

まするが、市の中には相当大きな市であります。従いまして、これらの点にござります。従いまして、これらの点について、きょうは自治庁の方に来ていただきたいのかなかつたのでありまするが、会員の通算規定の改正によりまして、公団等との連絡が法規上とれるようになつたのでござりまするから、特に技術職員等で大きな市の土木部長等になる人も多いようでございます。これらの点についての不確衝がないように、十分の御連絡をいただきたい。政府においてもこの点について十分御検討をお願い申し上げたいと思います。

さらに進んでお伺いをしたいのでもありまするが、失業者の退職手当につきまして、今までには公共職業安定所において支給をいたしていきまするが、今回の改正法案におきまして、十条の一項の改正で、「政令で定める職員については、その者が当該退職の際所属していた官署又は事務所その他の政令で定める官署又は事務所。」において支給をするということになりますのでありまするが、この政令でできる職員とは、現在どういう職種を予想しておられますか。その点お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(船後正道君) 今回失業者の退職手当の支給につきまして特例を設けました趣旨は、官署によりましては、この失業者の退職手当の受給条件性に該当する者が季節的に、あるいは地域的に極端に集中して発生する例がございます。たとえば管林官署でござりますが、ここでは多数の季節労務者をかかえておりまして、従いまして、冬季には一時的にかつ多額に同一地域でござります。

でござります。このよな場合には、
公共職業安定所で失業者に対する退職手当の支給事務をやつておりますと、
平常業務の遂行に支障を来たすのみでなく、また、この退職手当の支給そのものも円滑を欠くきらいがあることになるわけであります。従いまして、このよな特殊事情のある職員で、特殊事情のある官署に限りまして政令でもつて特例を定めたいと考えておる次第でございまして、現在のところは、先ほど申しました国有林野事業に所属する職員を規定いたしたいと考えております。

○政府委員(前田佳都男君)　ただいま
村山委員のお尋ねの点でござります
が、この点につきましては、御指摘の
ようにそれぞれの事情があるようでござ
いますが、通算等につきましては、
でき得る限り御質問の御趣旨に沿いま
するよう今後十分検討いたしたいと
考えております。その点につきまして
は、詳細なことは給与課長からさらに
御答弁をいたさせます。
○政府委員(船後正道君)　お尋ねは終
戦によりまして引き揚げあるいは追放
が解除になつたといつたような職員の
退職手当法上の通算問題でございま
す。これは現在退職手当法の施行令を
もらまして、このよくな引き揚げた
者、あるいは追放解除者等が再び公務
につく間の、原則といたしまして百二
十日以内の期間に再就職すればよろし
い、また先ほど村山先生御指摘のよう
な措置を講じて参りまして、これによ
りまして相当多數の該当職員が特例の
適用を受けておる次第でございます。
この点はさきの第二十八国会におきま
しても附帯決議がございました。さら
に先般衆議院におきましても同様附帯
決議がついた次第でございます。引き
揚げないしは追放といふ問題は、終戦
に伴うやむを得ない問題でございまし
て、かつ個別的に非常に込み入った事
情も存しておりますが、なかなか一般
的にこれをいかに規定するかというこ
とは困難でございます。どこまで一
般論といたしましては、百二十日とか

百八十日といったような線を引かねばならないでございます。なお、現行の政令におきましても、特殊の事情の存する場合には、大蔵大臣が個々に承認するということにいたしておりますので、これらの規定も活用いたしまして、具体的な事態は解決していくたい所存でございます。

○村山道雄君 御趣旨はわかりました

が、私が特に申し上げたいのは、今回

任命権者の要請によつて異動して戻つ

てきた者に対して特別の措置が講ぜられましたので、こういう点とのバランスのことも考えて、ただいまのような

事情がある人たちに対しましても、さ

らに御検討をいただきたいという趣旨でございますので、その点をお考への

上で十分の御考慮のもとに御善処をお願いいたしたいと思います。

次に、国家公務員災害補償法の一部

を改正する法律案についてお尋ねを申

し上げたいと思います。その第一点

は、提案理由からも明らかになつてお

りますように、この法律の改正は労

働者災害補償保険法の一部改正法案に

対応して改正するものであります

が、労災法は四月一日から施行されて

おりまするにもかかわりませず、この

法律案は公布の日から施行することに

なつております。これはこの法律案が

三月三十日に国会に提出されました

関係上このようににされたものと考えま

するが、法の体系から見ましても、こ

れは公布の日から見ましても、こ

うのとそれなりに思つてあります

が、政府は何ゆえに施行期日につい

ても労災法と歩調を合わせなかつたの

であるか、この点をお伺いいたしたい

と思います。

○政府委員(佐藤朝生君) ただいまの

御質問に対してお答えいたしますが、

国家公務員災害補償法は、お尋ねの通

り労働者災害補償保険法に対応いたし

まして改正をいたすわけでございまし

て、本来ならば労働者災害補償保険法

と同様の施行期日から施行するのがよ

ろしいと思う次第でございますが、た

だいまの御質問にあります通り、こ

の改正をいたしますにつきまして関係

おられまする理由はどこにあるか、そ

の点をお伺いしたい。

○政府委員(佐藤朝生君) 御承知の通

り、公務員関係の法制が現在特別職と

一般職と別々の法律で規制することを

原則の建前といたしております。退職

年金制度のようないくつかの問題につきまして、

は両方通算の関係等もございまして、

一緒に体系にしておるものもございま

すが、ほかのものにつきましては、一

般職につきまして、人事院が大体公務

員制度につきましていろいろの勧告権

を持つております関係もございまして、

別々の体系にしておりますので、この

原則の上から、この特別職と一般職に

つきまして補償制度の建前を変えてお

るわけでございます。

○村山道雄君 このたびの改正で打ち

切り補償を廃止されたということは、

非常に理由のある改正であると思いま

す。特に病気等の場合におきまして、

三年の期限が来ると打ち切りになると

いうようなことで、かえつて病気が重

くなるというような例も聞いておるの

であります。また、打切補償のケースもない

しまして現在の制度による補償が行な

われたケースも、また行なう見込みの

度の建前といたしましてはお話しの通

いでも存じませんが、今申し上げた事

件でございまして、ただ不幸にしてこの

法案の予想しておりますような公務に

が、この改正法では今まで打ち切り補

償をされてしまった者に対しては救済

とられるということになりますと、ま

たバランス上それに対する措置をと

らざるを得ないと存じますが、現状に

おいてはただいま申し上げましたよろ

な事情で運用して参りましたので、こ

れまでに打ち切り補償を受けた人た

にも、それほど大きな不利益がないの

ではありませんかといふうに考えておるわ

けでございます。

そこでお伺いいたしますのであります

が、この改正法では今まで打ち切り補

償をされてしまった者に対しては救済

とされるということになりますと、ま

たいろいろな問題があるうかと存します

ことになります。なお、一応この問題

につきましては、労災法等について何らかの措置を

おるわけでございます。

○政府委員(矢倉一郎君) お答え申し

上げます。福祉施設の現況でございま

すが、福祉施設の内容につきましては、

ただいま御指摘ございましたよう

に、「外科後処置に関する施設」、「休

養又は療養に関する施設」、「職業

再教育に関する施設」、「義肢、義

眼、補聴器等の補装具の支給に関する

施設」というふうなことが規定されて

おるわけでございます。

この実施につきましては、人事院または各実施機関

の指定する施設において当該実施機関

の承認を経て行なうということになつ

ておるわけでございます。

実施状況は補償統計によりますと、大

体三十一年から三十三年の状況を見て

